

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年2月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年2月10日（水）午後3時00分から午後4時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 2番 河北安之助 | 3番 磯部 一輝 |
| 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 | 7番 宮村 澄孝 |
| 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 4番 堀川 眞助

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 大竹 計理 | 6番 山下 芳廣 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

(2) 欠席委員（0人）

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 高橋 大

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第11回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に7番 宮村委員、8番 可村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の高橋主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

譲受人が同一人物でありますので、番号1と番号2は一括して審議させていただきます。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。
議案第1号 番号1と番号2を一括して説明します。

番号1と番号2の譲渡（貸）人及び譲受（借）人は、議案書のとおりでございます。

番号1は

申請地：辛川字下中原2799番 外1筆
地 目：畑 合計 6,043㎡

番号2は

申請地：辛川字下鶴1730番
地 目：田 1,248㎡

申請理由については、番号1が使用貸借権（5年間）、番号2が賃貸借権（5年間）であります。

この議案につきましては、現地調査を2月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P6をご覧ください。
併せて農機具の確認も行っています。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

本案件についての申請者は、新規に農業に取り組む方の案件になりますが、申請者におかれましては、熊本農業高校を卒業後に県立農業大学校に進学し、卒業後に昨年からは専業農家である祖父を手伝い、既に農業に従事されており、祖父の元で農業のノウハウを学んでおられます。今回、将来の農業経営の基盤を作るため、祖父及び親類の農地を借りて営農に取り組まれるものです。

また、川端委員、鍋島推進委員、坂本推進委員に申請人のこれまでの経歴及び将来の農業経営の構想等について事前に面談を行っています。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の川端委員、推進委員の鍋島委員と現地調査をした結果、現在は新規であるため、経営農地はありませんが、この規模であれば必要な農機具等についても祖父から借りるとい

うことでありますので、農地の効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、申請人はメロン、スイートコーン等の栽培を計画しておられ、繁忙期は家族及び臨時的に知人等に手伝いを依頼して農作業に従事するとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、新規でありますので、現在経営面積はありませんが、今回の申請面積が7, 291 m²でありますので、取得後において下限面積を満たすものであります。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

1 番推進委員

議案第1号の番号1及び番号2について、1番推進委員が説明します。
申請人は事務局から説明がありましたとおり、県立農業大学校を卒業後、祖父のもとで農業のノウハウを学びながら農業に従事されており、必要な農機具についても、祖父から借りることとなっています。事前面談においても将来の農業経営の構想をしっかりと持っており、農業に対して意欲的な人物であると思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めまます。

ありませんか？

6 番農業委員 辛川字下鶴 1730 番のハウスは 100m くらいあるのか。

事務局 ハウスは 100m くらいある。

9 番農業委員 農業次世代人材投資資金は申請しているのか。

事務局 申請は今後考えるようです。

議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 及び番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号 番号 1 及び番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に番号 3 について、事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 先程と同じく、農地法第 3 条でありますので、不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところであります。それでは、議案の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 番号 3 を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字北島 1 8 3 4 番 1 外 1 筆
地 目：畑 合計 3, 0 1 4 m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を 2 月 1 日（月）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」の P 7 ～ P 1 0 をご覧ください。農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか

否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（ホラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります本田農業委員及び古庄推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は夫婦で農業に従事されており、今回、農業の経営規模を拡大するため、新たに農地を取得するものです。取得後も今までどおり水稻・野菜等を作付するとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、7,953㎡であり、下限面積の条件を満たしております。

（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番推進委員

議案第1号の番号3について、8番推進委員が説明します。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、主に水稻、野菜等の作付けをされ

ております。現地調査においても、適正に農地を管理されておりました。特
段問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を
議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書 2 ページ、議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中尾 7 5 番 1 外 3 筆

地 目：田及び畑

転用面積：合計 3, 5 7 8 m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地（1 2 区画）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 2 月 1 日（月）に実施
しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 1 ～
P 1 5 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラ
ベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
(10ha以上の広がりのある一段の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発区域に属しているとともに、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番推進委員 議案第2号の番号1について、7番推進委員が説明します。
本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局から説明がありましたとおり、都市計画法上の集落内開発区域に属しているとともに、北側・東側は町道、南側は宅地です。西側に農地が残りますが、宅地に転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

7番農業委員 水路は付け替えるのか。

事務局 そうです。

他にありませんか？採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、関連がありますので、議案第2号 番号2と番号3を一括して審議いたします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 番号2と番号3を一括して説明します。
議案書は同じく2ページです。

転用者は議案書のとおりです。

番号2は
申請地：久保田字柳尾1694番1
地 目：畑
転用面積：387㎡

番号3は
申請地：久保田字柳尾1694番3
地 目：畑
転用面積：83㎡

転用目的及び権利移動は、ともに個人住宅、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、同じく、現地調査を2月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP16～P23をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準 に基づく検討状況
1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」

まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発区域に属しているとともに、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

4 番推進委員 議案第2号の番号2及び番号3について、4番推進委員が説明します。
本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、説明がありましたとおり、都市計画法上の集落内開発区域に属しており、北側・南側は道路、西側は宅地に面しており、東側に農地が残りますが、宅地に転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

5 番農業委員 事業面積は83mだけなのか。

事務局 北側に宅地がある為、宅地面積と合わせて498.18mが事業面積となる。

他にないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2及び番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号4を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案書 2 ページ、議案第 2 号 番号 4 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：曲手字山ノ上 4 6 2 番 7 外 7 筆

地 目：畑

転用面積：合計 2, 6 1 6 m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地（1 1 区画）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 2 月 1 日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 2 4 ～ P 2 7 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第 2 種農地と判断しました。

（1 0 h a 未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は 1 0 h a 未満の小集団の第 2 種農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達成することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものであり、また集落内開発区域内にも属しているものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

1 番農業委員 議案第 2 号の番号 4 について、1 番委員が説明します。
本申請地は、10ha 未満の小集団の農地であり、東側は小学校、南側は南部町民センター、西側は宅地、北側は宅地と一部農地が接することとなりますが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発区域に属しているものであり、宅地に転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

5 番農業委員 申請地は菊陽南小学校区だから、家を建てる為の補助金が出るのか。

事務局 菊陽南小学校区の為、要件を満たせば、菊陽町定住促進補助金の対象となる。

3 番農業委員 申請地に面している東側の町道は狭いが安全性に問題はないか。

事務局 当該道路は 6.3m に拡張する為、問題はないと思われる。

他にないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 4 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 4 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号 番号 5 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 番号 5 を説明します。
議案書は 3 ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：武蔵ヶ丘北 3 丁目 4026 番 2 外 2 筆

地 目：田

転用面積：合計 5,999 m²

転用目的は、武蔵ヶ丘北小学校の校舎増築及び運動場拡張です。

権利は、所有権移転売買です。

この議案につきましても、同じく、現地調査を2月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP28～P31をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準 に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、申請地を特別の立地条件を必要とする事業に供する場合で、既存施設の拡張を行うときは例外的に転用が認められているものです。

既存施設の拡張とは、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない場合（1.5倍まで）

また、グラウンドを拡張する側はいいと思われそうですが、校舎を増築する側は北側農地に対して、採光等（太陽の光）に十分配慮していただくようお願いしているところです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6番農業委員

議案第2号の番号5について、6番委員が説明します。

本申請地は、周辺に10ha以上の広がりのある農地ですが、事務局から説明がありましたとおり、武蔵ヶ丘北小学校のという既存施設の拡張で

あります。

北側と西側が農地に接することになりますが、転用することにより、農地への採光（太陽の光）については、出来る限り配慮するということでありますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号5について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員賛成の場合）全員賛成です。

（賛成多数の場合）賛成多数です。

よって、議案第2号の番号5は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和3年1月27日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP9をご覧ください。

今日は、

1の利用権設定が23件、49筆で合計115,058㎡、

2の所有権移転が1件、2筆で合計3,902㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を

お願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員賛成の場合) 全員賛成です。

(賛成多数の場合) 賛成多数です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より同じく、令和3年1月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。P10の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の3筆で合計面積6,647㎡です。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員賛成の場合) 全員賛成です。

(賛成多数の場合) 賛成多数です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、議案書の11ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年2月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人